

第 1 部

総 則

● ● ● 第 1 章 環境問題の動向 ● ● ●

第 1 節 最近の国際社会と国の動き

現在、私たちは、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題から、廃棄物の不法投棄や自然破壊、大気・水・土壌環境の汚染などの身近な環境問題に至るまで、様々な環境問題に直面しています。これらの問題は、時として複雑に絡み合い、また私たち自身の日常生活や通常の事業活動が原因となって引き起こされているものもあります。

こうした問題を解決するためには、対症療法的な対策では不十分であり、私たちが前提としてきた経済や社会のあり方そのものを見直し、環境と経済、社会が一体となって発展していく「社会のしくみづくり」を進めていかなければなりません。

既に世界は、「環境の世紀」へと歩みつつあり、我が国としても環境先進国としての経験や技術、政策提言への期待に応える世界のモデルとなる「環境の国づくり」を進めていくことが必要となっています。

このため、国では、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）に基づき、「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組を、世界から地域まで広い視野の下に展開していくこととしています。

1 地球温暖化問題

地球温暖化とは、主に人間の活動による石油など化石燃料の大量使用などで、二酸化炭素排出量が増加し、これに伴い大気中の二酸化炭素濃度が増え続け、地球の大気の温室効果が進み、気温が上昇することで、2007年（平成19年）の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）報告によると、過去100年の間に地球の平均気温は0.74℃上昇し、特に最近50年間の気温上昇は、過去100年の上昇速度のほぼ2倍に相当しており、近年になるほど温暖化が加速しています。

このような気温の上昇により、氷河の後退や永久凍土の融解が発生し、気候が変化して、生態系等にも既に影響が現れてきています。また、今後21世紀中に地球の平均気温が1.1～6.4℃、海面が18～59cm上昇すると予想されており、砂漠化の進行や氷原・氷床の減少などの直接的な影響の他、食料生産、海岸の侵食、生物種の減少などにも一層深刻な影響が出てくるものと予想されています。

この問題の解決のために、国際的な取組として、1997年（平成9年）12月に先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が「気候変動枠組条約第3回締約国会議」において採択され、2005年（平成17年）2月に発効しました。同年4月には、我が国の京都議定書での温室効果ガス6%削減約束達成に向けた対策・施策を取りまとめた「京都議定書目標達成計画」を策定し（2008年（平成20年）3月改定）、二酸化炭素など温室効果ガスごとの排出削減や、森林吸収源、京都メカニズム、国民運動の展開など各種対策・施策を推進しています。

2008年は、京都議定書の第一約束期間（2008年から2012年）が始まりました。また、7月に北海道洞爺湖サミットが開催され、環境・気候変動についてG8首脳による議論が行われ、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を、UNFCCC（国連気候

変動枠組条約)のすべての締約国と共有し、採択することを求めることで合意しました。

また、2009年(平成21年)には、2020年の日本における温室効果ガスを、1990年比で25%削減する中期目標を表明しました。

2010年(平成22年)11月には第16回締約国会議(COP16)がメキシコのカンクンで開催され、産業革命以前からの気温上昇を2℃未満に抑えること、新興・途上国は2020年までに何も対策を取らないときと比べ温室効果ガス排出量を減らすこと、ポスト京都議定書の早期策定を目指すことなどが決議されました。

2011年11月、南アフリカのダーバンで開催された第17回締約国会議(COP17)では、ポスト京都議定書の将来の枠組みへの道筋や京都議定書の延長(第二約束期間)の設定などが合意されましたが、日本は京都議定書の第二約束期間には参加せず、当面は「1990年比25%削減目標」に基づき、自主的排出削減努力を継続することとしています。

2010年度(平成22年度)の我が国の温室効果ガス排出量は、基準年(1990年)に比べ0.3%減少しているものの前年度に比べると4.2%増加しており、地球温暖化問題へのさらなる取組を図っていく必要があります。

なお、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故で明らかになった我が国のエネルギー戦略の課題を踏まえ、エネルギー政策のあり方を白紙から見直すとともに、これらと表裏一体のものとして今後の地球温暖化対策の検討を行い、国民的議論を経た上で「革新的エネルギー・環境戦略」を策定することとしています。

2 廃棄物・リサイクル対策

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとして、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるとともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」も改正公布され、平成13年5月には、新たに廃棄物の排出抑制・減量化に関する目標などを盛り込んだ「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成22年12月改正)」が、また、平成15年3月には、循環型社会形成のための基本方針や総合的・計画的に講ずべき施策を定めた「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。(平成20年3月、第二次計画策定)

さらに、平成12年5月には、エコマーク製品等環境負荷の少ない製品の利用を促進するため、「グリーン購入法」が制定されるとともに、同年6月には、「再生資源利用促進法」が従来の廃棄物のリサイクル(再生利用)を中心とした施策に、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を加えた施策を推進するため改正され、法律名も「資源有効利用促進法」に改められました。

個別製品を対象にした法律については、「容器包装リサイクル法」が対象品目を10品目に拡大して平成12年4月から完全施行されるとともに、平成13年4月に「家電リサイクル法」が、平成13年5月に「食品リサイクル法」が、平成14年5月に「建設リサイクル法」が、平成17年1月に「自動車リサイクル法」が完全施行されるなど、循環型社会の形成に向けて体系的な法整備が進められています。

また、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」が施行されました。

なお、廃棄物処理法については、平成23年4月に、廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化の推進、搬出抑制の徹底、適正な循環的利用の確保、焼却時の熱利用の促進等を柱とした一部改正法が成立しています。

3 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

種の絶滅の主な原因としては、種の移入、生息・生育地の減少、狩猟と意図的な根絶等が考えられます。このため「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための「生物の多様性に関する条約」など国際的な取組が進められています。

平成20年6月には、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「生物多様性基本法」が公布されました。

これを受けて国は、自然と共生することを通して恵み豊かな生物多様性をはぐくむ「いきものにぎわいの国づくり」を目指した「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に策定し、生物多様性の問題点に対応する具体的施策を示しています。

また、平成22年10月、名古屋市において179の締約国等の参加のもと生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、遺伝資源の取得や利益配分のルールを定めた名古屋議定書や、生物多様性保全目標である愛知目標等が採択されました。

さらに、野生動植物については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく各種施策やレッドリストの改訂等により野生動植物の保護が進められています。

平成14年7月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が全面的に見直され「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が制定されました。

平成15年1月には自然再生推進法が施行され、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復する自然再生事業を推進しています。

また、平成17年6月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行され、侵略的な外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼育、栽培、輸入等を規制し、必要に応じ防除を行うことにより、生態系等に係る被害を防止することとしています。

4 化学物質等の環境リスク対策

ダイオキシン類による環境汚染の防止や国民の健康の保護を図ることを目的として、平成12年1月、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、耐容一日摂取量や、大気、水質、底質及び土壌の環境基準を設定するとともに、規制対象となる廃棄物焼却炉などの特定施設の排出ガス、排水についての排出基準が定められました。

また、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法（P R T R法））が平成12年3月から施行され、平成14年度からは同法に基づき、対象事業者は対象化学物質の排出量、移動量について届け出ることとされています。その後、平成20年11月に同法施行令が改正され、対象業種に医療業が追加されるとともに対象物質の見直しが行われました。

P C Bについては、平成13年6月に「P C B特別措置法」の制定及び「環境事業団法」の改正がなされ、P C B廃棄物処理に向けた枠組みが作られました。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、その有害性等未解明な点が多いため、基本的な考え方、今後進めていくべき具体的な対応方針として「環境ホルモン戦略計画 SPEED' 98」が平成10年5月（平成12年11月改訂）に公表され、実態把握やメカニズムの解明が進められてきました。また、平成17年3月に公表された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」に続き、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－ExTEND2010－」が公表されており、内分泌かく乱作用の評価手法の確立と評価に係る取組が進められています。

平成17年6月にアスベストによる健康被害が社会問題化したことから、国においてはアスベスト問題に係る総合対策を示し、それに基づき労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法等の関係法令を改正しました。

また、健康被害者の迅速な救済を目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月に施行され、アスベストによる健康被害者の救済が進められています。その後指定疾病の追加（平成22年7月）や特例遺族弔慰金等の請求期限の延長（平成23年8月）に係る法改正等により被害者等の救済措置の拡充が図られています。

第2節 本県の動向

平成11年3月に本県の環境の保全及び形成についての基本理念、行政・事業者・県民の責務及び環境保全施策の基本方針等を定めた「県環境基本条例」を制定し、この条例に基づき策定した「県環境基本計画」（平成16年3月改定、平成23年3月改定）に掲げる各種施策を推進するとともに、「県公害防止条例」や「県自然環境保全条例」等の条例、「鹿児島湾ブルー計画」等の環境管理計画などに基づき、環境保全施策を推進しています。

また、「かごしま将来ビジョン」（平成20年3月策定）において、地球温暖化対策や循環型社会実現のための県民、事業者、行政が一体となった取組を進めるとともに、離島をはじめ県内各地に残されている豊かで多様な自然環境が県民共有の財産として保全・育成され、県民生活と産業活動、自然環境が調和する世界に誇れる先進的な地域が形成されることを目指し、様々な施策・事業の推進に積極的に取り組みました。

1 地球環境問題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決を目指して、平成13年11月から県民、事業者及び行政が一体となって、環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。

平成20年には、「環境」の中でも喫緊の課題となっている地球温暖化問題について県に対して意見や提言を行う「県地球温暖化対策懇話会」を設置し、この懇話会の意見も踏まえた「県地球温暖化対策推進条例」を平成22年3月に制定しました。

平成23年3月には、本県で排出される温室効果ガスの削減対策を総合的・計画的に推進するための「県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県民・事業者・行政等が一体となって温室効果ガス削減に向けた取組を推進しています。（平成17～22年度までは、「県地球温暖化対策推進計画」において推進）

さらに、県自らも地域における事業者・消費者として、事務事業における温室効果ガスの排出抑制等を図るため、平成10年12月に「県庁環境保全率先実行計画」を策定（平成23年3月改定）し、電気や水等の省エネルギーや廃棄物の減量化等に取り組んでおり、県庁本庁においては、平成18年3月にISO14001の認証を取得し、公共事業を含む全ての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減に努めています。

また、世界自然遺産の島屋久島において、CO₂の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、専門家からなる「屋久島CO₂フリーの島づくりに関する研究会」を設置し、この研究会からの意見・提言をもとに、平成22年度から電気自動車の導入促進や普及啓発活動を実施するとともに、各種団体で構成する屋久島低炭素社会地域づくり協議会において、温室効果ガス排出量削減のための取組を推進しています。

2 廃棄物・リサイクル対策

国では、廃棄物処理法の改正に伴い、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、基本方針）」を平成13年5月に策定（平成22年12月改正）しました。

県においても、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、これまでの「産業廃棄物処理計画」（平成11年3月策定）に替わり、国の基本方針に即した一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「県廃棄物処理計画」を平成14年3月に策定（平成18年3月改定、平成23年3月改定）し、この計画に基づき、本県の廃棄物対策の総合的かつ計画的推進を図っています。

また、市町村のごみ処理施設の整備を進めるとともに、容器包装リサイクル法に基づく容器包装の分別収集・リサイクルを促進するため、平成22年9月に「県分別収集促進計画」の見直しを行いました。また、平成13年4月に完全施行された「家電リサイクル法」に基づき、家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の円滑な収集運搬・リサイクルを促進するとともに、一般財団法人家電製品協会の「離島対策事業協力制度」を活用しながら離島地域における収集運搬料金の低減化に努めています。

さらに、平成17年1月に完全施行された「自動車リサイクル法」に基づき、廃棄される自動車のリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導や制度の普及啓発等を実施しています。

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法に基づき、平成24年3月に「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。

産業廃棄物管理型最終処分場については、県内に1箇所もないことから1日も早く整備する必要があります。このため、処分場立地の可否を判断するための立地可能性等調査の結果などから、平成20年9月に薩摩川内市川永野地区を公共関与による管理型処分場の整備地として決定し、平成23年度までに関係4自治会と基本協定、環境保全協定及び地域振興に関する確認書の締結を行うとともに、事業主体である財団法人鹿児島県環境整備公社が平成23年7月に建設工事に着工し、安全性の高い全国でもモデルとなるような施設の建設に向けて取り組んでいます。

3 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

生物多様性の保全を図っていくためには、野生生物の種の絶滅を防ぐことが必要です。

絶滅の恐れのある希少な野生生物の保護対策等を検討する上で必要な情報を得るため、平成11年度から4か年で「希少野生生物調査」を実施し、県内の希少な野生生物の生息状況を把握の上、県版レッドデータブックを作成しました。

なお、この調査の過程で早急に保護を図る必要がある種が判明したので、平成15年3月に「県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成24年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

また、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美地域において、「環境省奄美野生生物保護センター」が平成12年4月にオープンし、野生生物の調査研究や野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として運営されています。

4 世界自然遺産

屋久島は、亜熱帯から冷温帯までの多様な植生の垂直分布や樹齢数千年に及ぶヤクスギなど特異な森林形態を有していることなどから、平成5年12月、我が国初の世界自然遺産として登録されました。本県では、屋久島において、自然環境の保全を図りながら、人と自然が共生する新しい地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進しています。

平成12年5月には、屋久島と鹿児島市において、アジア太平洋地域を中心とした世界自然遺産を有する国内外の自治体などが参加する「世界自然遺産会議」を開催しました。

平成16年9月に設立された屋久島地区エコツアーリズム推進協議会において、エコツアーガイドの登録・認定制度や里地でのエコツアープログラムの開発などの検討が行われ、エコツアーガイドの登録制度については、平成18年4月から本格的に運用されています。

平成21年6月には、国、県、町は共同で屋久島の科学的な知見を踏まえたより適切な保全管理を実現するため学識者で構成する「屋久島世界遺産地域科学委員会」を設置しました。

5 化学物質等の環境リスク対策

有害大気汚染物質については、平成9年度から「大気汚染防止法」に基づきモニタリング調査を実施しています。

また、ダイオキシン類については、平成12年度から「ダイオキシン類対策特別措置法」に

基づき大気、水質、底質及び土壌の汚染状況の常時監視調査や事業場の排出基準監視調査を実施しています。

さらに、有害性のある多種多様な化学物質については、平成14年度から化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T R制度により、製造業など24業種を営むとともに、一定の要件を満たす事業者に対し、対象化学物質の排出量、移動量の届出が義務付けられました。県ではそれらの集計結果をホームページで公表しています。

アスベスト対策については、平成17年度から「アスベスト関係機関連絡会議」による情報の共有化やアスベスト使用実態等の調査・公表を行うとともに、関係機関と連携してアスベストの飛散防止に努めています。また、健康被害者の救済については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月に施行され、平成20年度には環境省等と連携し、救済対象者を掘り起こし、制度の周知を図るなど施策の円滑な実施に努めています。

6 閉鎖性水域の水質保全

閉鎖性水域である鹿児島湾及び池田湖については、総合的な水質保全対策を講じるために「第4期鹿児島湾ブルー計画（平成17年3月）」「第4期池田湖水質環境管理計画（平成23年3月）」を策定し、各種水質保全対策を関係機関と連携しながら進めています。

7 環境学習の推進

本県の環境学習については、平成2年6月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき推進してきましたが、環境学習を巡る情勢が大きく変化してきていることから、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき定められた「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年9月に閣議決定）を勘案して、本県の自然的社会的条件に応じた新たな「県環境学習推進基本方針」を平成17年3月に作成しました。

この「県環境学習推進基本方針」は、人と自然が共生する環境にやさしい社会づくりのための環境保全の意欲の増進や環境学習の推進方策を示しており、県においては、この基本方針に沿って、様々な施策・事業に積極的に取り組んでいます。

8 緑化の推進

県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。

また、平成17年度から森林環境税を導入し、森林の役割や重要性について、広報・啓発を実施しています。

9 景観の形成

うるおいと安らぎのある良好な生活環境に対する県民ニーズの高まりの中で、誇りや愛着の持てる個性豊かな美しい景観づくりが求められていることから、県では、本県の特徴を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、平成19年12月に「県景観条例」を制定し、この条例に基づき、景観形成の普及啓発、実践活動への支援等を実施しています。

また、平成24年10月1日現在、県内の23の市町が、地域における良好な景観の形成を促進するため、景観法に基づき規制誘導等を行う景観行政団体となっています。

10 環境と調和した農業の推進

農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、環境に配慮した持続的な農業生産活動を推進するため、健全な土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用量をできるだけ少なくするなど、環境と調和した農業を推進しています。

また、消費者には、より安心できる農産物を安定的に供給するよう努めています。